

佐世保工業高等専門学校校長顧問設置規程

(平成23年6月13日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校校長顧問（以下「顧問」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 顧問は、校長の諮問に応じて、本校の事業運営等に関し、意見を述べ、又は助言を行う。

(委嘱)

第3条 顧問は、高い学識を有し、学校運営についての広い見識と経験を有する者のうちから、校務執行会議の議を経て、校長が委嘱する。

2 顧問は、若干人とする。

(報酬)

第4条 顧問は、無報酬とする。

(任期)

第5条 顧問の任期は、その発令の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、顧問を委嘱した校長の任期を超えないものとする。

(顧問会議)

第6条 顧問会議は、校長及び顧問をもって構成し、必要に応じ校長が招集する。

2 校長は、必要があると認めるときは、顧問以外の者を会議に加えることができる。

(事務)

第7条 顧問及び顧問会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。